

会計年度任用職員（子ども家庭課 保育業務補助員）登録案内

1 会計年度任用職員について

会計年度任用職員とは1会計年度（各年4月1日から翌年3月31日まで）内の任期を定めて任用される一般職の非常勤職員です。

採用されてから1か月間の条件付き採用期間があり、その間の能力実証の結果が良好である場合、本採用となります（採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで条件付き採用期間を延長します）。

また任期終了後、下記の条件をすべて満たした場合に限り、同一の職務内容と認められる職への公募によらない選考（勤務成績を資料とした選考）を受けることができます。ただし、次年度の任用に関して、予算化されない等々ときには前述の選考がされない場合があります。

＜公募によらない選考による再度の任用の条件＞

- ・人事評価の特別評定の結果が「適」または定期評定の結果が「A以上」であること。
- ・欠勤等の日数及び回数が任期中の所定の勤務日数又は勤務時間の2分の1に達していないこと（欠勤等の日数の換算方法等は、「西東京市会計年度任用職員の任用等に関する規則」参照）。
- ・前年度及び当年度において懲戒処分を受けていないこと。

2 登録について

会計年度任用職員の登録は、年間を通して随時受け付けています。登録期間は、「登録日（年度をまたぐ場合は4月1日）」から別添「登録申込書」の勤務条件欄に記載いただく「勤務開始可能日の属する年度の末日（3月31日）」までです。

（例1）勤務開始可能日：令和8年4月1日

→登録期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（例2）勤務開始可能日：令和8年6月1日

→登録期間：登録日から令和9年3月31日まで

（例3）勤務開始可能日：令和9年2月1日

→登録期間：登録日から令和9年3月31日まで

※次年度の勤務を希望される場合は、登録受付を開始しましたら市報及び市ホームページにてお知らせしますので、ご確認ください。

市所定の履歴書（顔写真を貼付の上、必要事項を記入してください。）及び登録申込書並びに保育士証の写しを西東京市子ども若者部子ども家庭課子ども家庭相談係（防災・保谷保健福祉総合センター4階）へ持参又は郵送してください。

提出した書類は一切お返しできませんので、あらかじめご了承ください。

登録申込書にて、あらかじめ希望する勤務条件を登録していただき、欠員が生じた場合に条件の合う方にご連絡をし、面接させていただきます。面接に合格された方は、採用の有無に関わらず、勤務開始可能日の属する年度の末日まで採用候補者名簿に登載されます。

ご希望の条件に合う求人がない等の理由で、登録期間中に連絡を差し上げない場合があります。

就職先が決まった等の理由で、登録を取り消したい場合は、担当までご連絡ください。

3 欠格条項（次のいずれかに該当する方は登録できません）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

- イ 西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から2年を経過しない人
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 受験資格等

保育士の資格を有する者

5 主な勤務条件等

次の勤務条件等は主なものであり、実際の勤務と異なる場合があります。面接試験のご案内の際に、業務内容、勤務日、勤務時間等を詳しくご説明します。

※報酬額は現時点のものです。今後、改定される場合もあります。

職名	保育業務補助員
業務内容	養育家庭体験発表会及び市民向け講演会における児童の保育その他これに付随する業務
時間単価	1,390 円
勤務場所	養育家庭体験発表会及び市民向け講演会開催施設（防災・保谷保健福祉総合センター又は西東京市役所各庁舎、住吉会館等）
勤務日数及び勤務時間	月曜日から土曜日までの間で年2日以内 午前9時から午後5時までの間で1日3時間以内
休暇・休業等	労働基準法及び西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与

6 提出・お問合せ先

提出先：〒202-8555

東京都西東京市中町1-5-1 防災・保谷保健福祉総合センター

子ども若者部 子ども家庭課 子ども家庭相談係

電 話：042-425-3303（直通）

担 当：岡田